

埼玉県公共事業評価監視委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県公共事業評価監視委員会の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 県の公共事業評価及び社会資本総合整備計画評価を実施するにあたり、意見を求める機関として埼玉県公共事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 県から提出された公共事業評価事前評価及び再評価を実施する事業の対応方針（案）について、知事に対して意見を述べること。
 - (2) 公共事業の事後評価及び社会資本総合整備計画評価の結果について、報告を受け、参考意見を述べること。
- 2 公社からの依頼を受ける場合は、前項の各号中「県」を「公社」に、「知事」を「公社の長」に読み替えるものとする。

(組織)

第4条 委員会は、委員7人以内をもって組織する。

(委員)

- 第5条 委員は、県の実情をよく理解しており、かつ、公平な立場にある有識者のうちから知事が就任を依頼する。
- 2 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 委員は、再任されることができる。

(会長)

- 第6条 委員会に会長を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
 - 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第7条 委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 委員会は、委員の二分の一以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、県土整備部建設管理課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長

が委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成10年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成13年4月2日から施行する。

附則

この要綱は、平成14年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年9月5日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年3月15日から施行する。